

寿都町、神恵内村における 「核のゴミの最終処分場選定のための文献調査」

2000年10月に、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例（核抜き条例）が制定され、「特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」と宣言されたことから、文献調査の受け入れはこの条例に違反していることは明らかです。しかし多くの道民の反対にも関わらず2020年10月寿都町、神恵内村で処分事業を担う原子力発電環境整備機構（NUMO）による文献調査が始まりました。

寿都町では片岡春雄町長が文献調査に名乗りを上げてから、町民の中に反対・賛成の意見による大きな分断が生まれています。この問題が浮上してから町民有志が集まり「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」（以下、町民の会）が結成され寿都町への核のゴミの受け入れや、受け入れに関係する調査を阻止すること、未来ある寿都町をつくることを目的として反対運動を続けています。生活クラブは町民の会の署名活動などをきっかけに2022年、2024年に組合員が訪問、交流するなど現在も情報交換しながら会のメンバーと連携して反対しています。

また2020年、核のゴミ受け入れは北海道全体に甚大な影響を与えることから、「文献調査」への応募を行わないよう北海道知宛ての『北海道を核のゴミ捨て場にしないことを強く求める』署名を呼びかけ、北海道平和フォーラム等5団体で取り組み48万筆を超える署名を北海道知事あてに提出しました。また泊原発を再稼働させない・核ゴミを持ち込ませない北海道連絡会の一員として、毎年の講演会や集会などを開催して文献調査受け入れに反対しています。この間、北海道の鈴木知事は繰り返し「核抜き条例」を根拠にして「受け入れ難い」「拙速である」「広く北海道民の意見を考慮すべき」と発言し、そして文献調査報告書の提出を受けて、あらためて概要調査への移行について反対の意思を表明しています。

核のゴミは放射能の極めて強い廃液です。ガラスと混ぜ固めガラス固化体として地層処分することが最終処分法に定められていますが、安全とされるレベルまで下がるのに10万年かかるとされ、日本学術会議は2012年に「千年以上先まで安全に保管可能かは現段階では予測できない」として核のゴミの暫定保管及び総量管理を提言し、「地層処分」を基本方針とした高レベル放射性廃棄物政策の抜本的見直しを求めています。

私たちは「食料生産地北海道と核のゴミは共存できない」として1985年の幌延問題から始まった生活クラブの核のゴミ持ち込みの反対運動と共に寿都・神恵内の文献調査反対を粘り強く掲げていきます。



特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律とは

(以下、最終処分法)

＊特定放射性廃棄物の処分を計画的かつ確実に実施するために平成 12 年 5 月に制定された法律。(1) 経済産業大臣の認可を受けた処分実施主体が最終処分業務を行うこと、(2) 発電用原子炉設置者が処分実施主体へ拠出金納付義務を負うこと、(3) 処分実施主体が納付された拠出金を最終処分積立金として経済産業大臣の指定した法人(資金管理主体)へ積立義務を負うこと等を規定している。この処分実施主体として原子力発電環境整備機構(NUMO)が認可を受け、資金管理主体に(財)原子力環境整備促進・資金管理センターが指定を受けている。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定放射性廃棄物」とは、第一種特定放射性廃棄物及び第二種特定放射性廃棄物をいう。

2 この法律において「最終処分」とは、地下三百メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透することがないように必要な措置を講じて安全かつ確実に埋設することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分することをいう。